

# 弘前市における宿泊税制度素案について

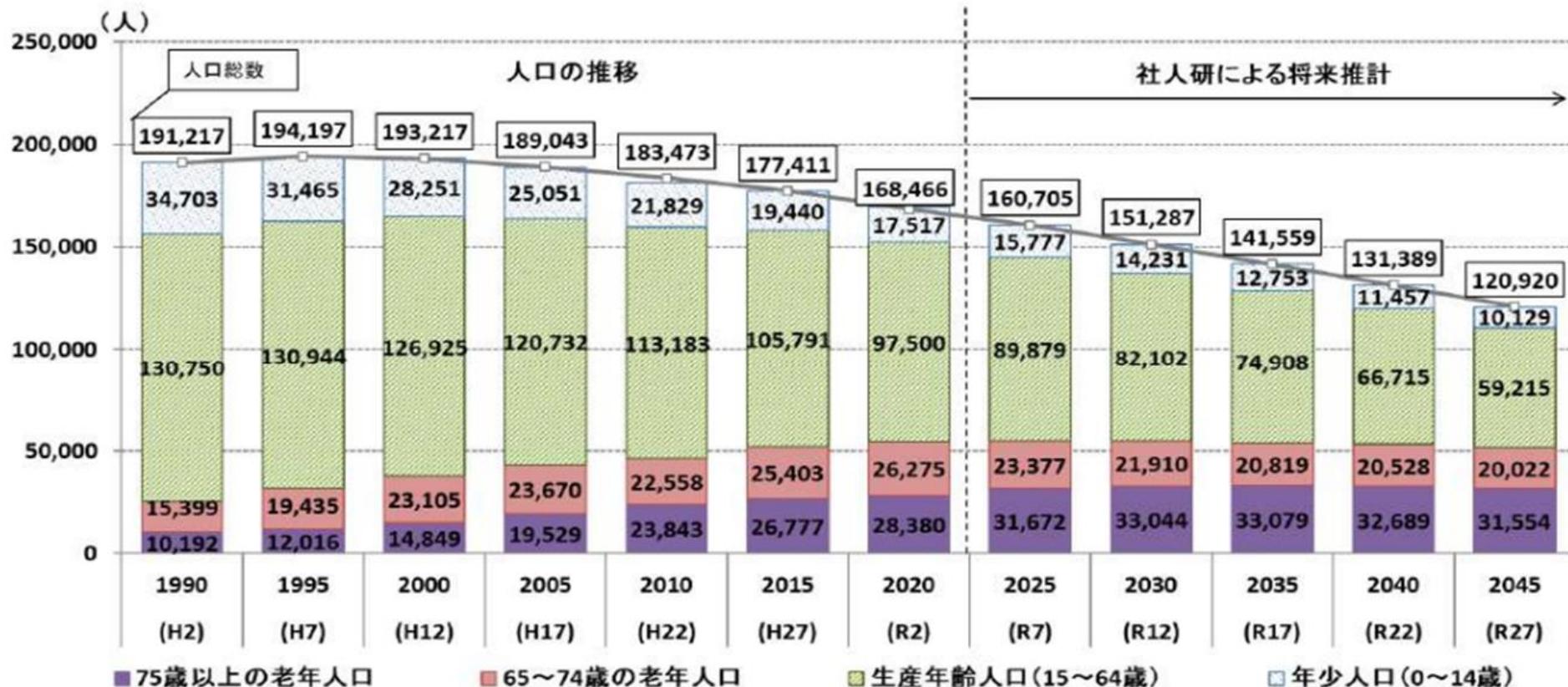
2024年10月  
弘前市観光部観光課・財務部市民税課

- 1 弘前市の現状について
- 2 宿泊税の導入に関する説明
  - ①導入の背景
  - ②これまでの検討状況
  - ③宿泊税の制度素案
  - ④宿泊税の用途案
  - ⑤用途に関する他自治体例
  - ⑥国内の宿泊税の導入状況
  - ⑦導入に向けての流れ
  - ⑧宿泊事業者の事務
  - ⑨宿泊事業者に対する支援策

## 2 弘前市の現状（弘前市の人口の推移）

本市の総人口は、1995（平成7）年の19万4千人をピークに減少に転じ、2020（令和2）年の国勢調査結果では16万8千人となっており、2018（平成30）年に公表された国立社会保障・人口問題研究所による将来推計では、2045（令和27）年に12万1千人まで減少すると見込まれています。

図表1 人口の推移と将来人口推計

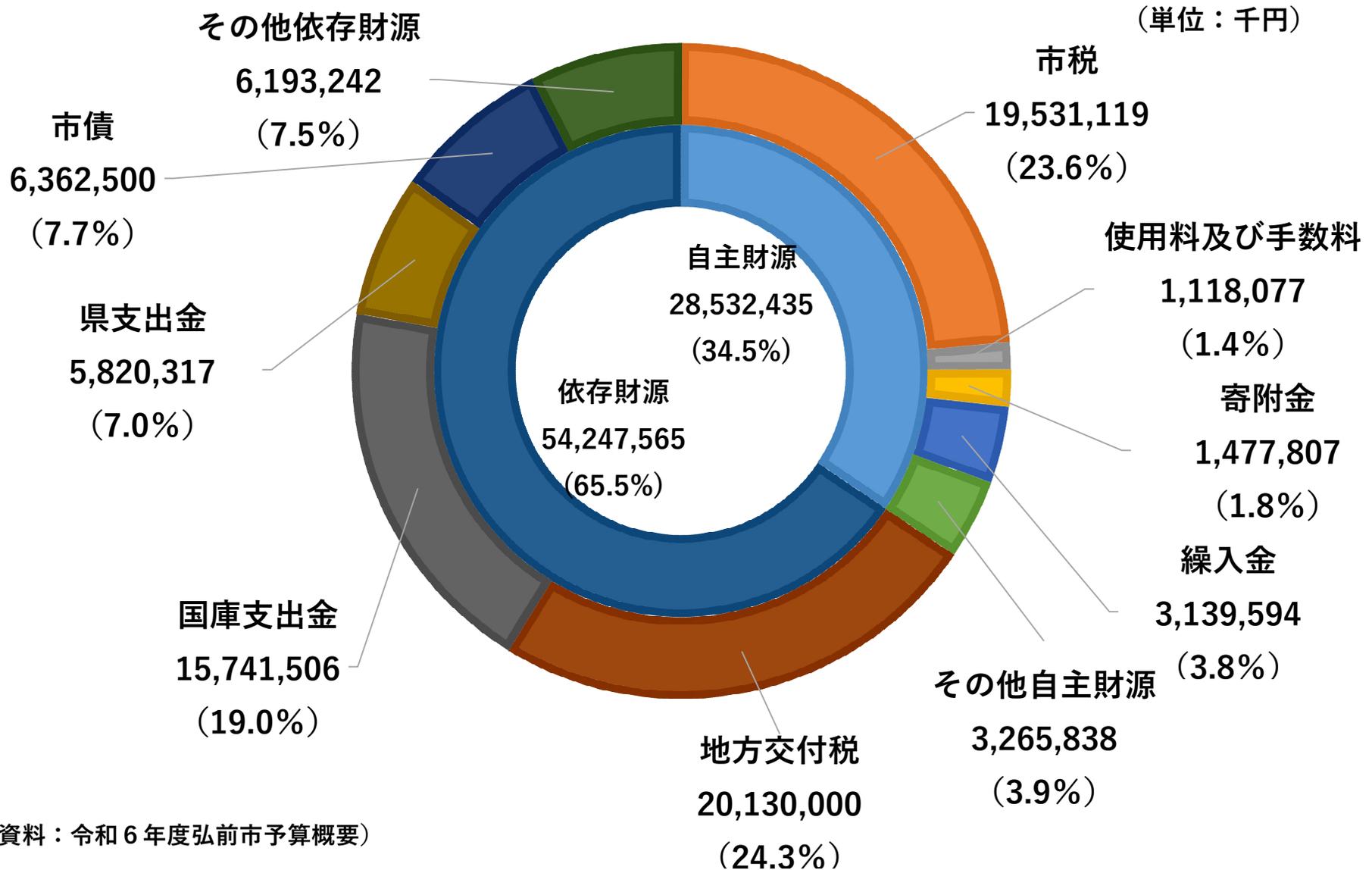


※2020年までの人口総数には年齢不詳も含まれるため年齢別の合計と一致しません。

（資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所推計値）

## 2 弘前市の現状（弘前市の財政状況）

### 令和6年度歳入予算財源別グラフ



(資料：令和6年度弘前市予算概要)

## 2 弘前市の現状（弘前市の財政状況）

### 弘前市における歳入予算の見通し

【歳入】

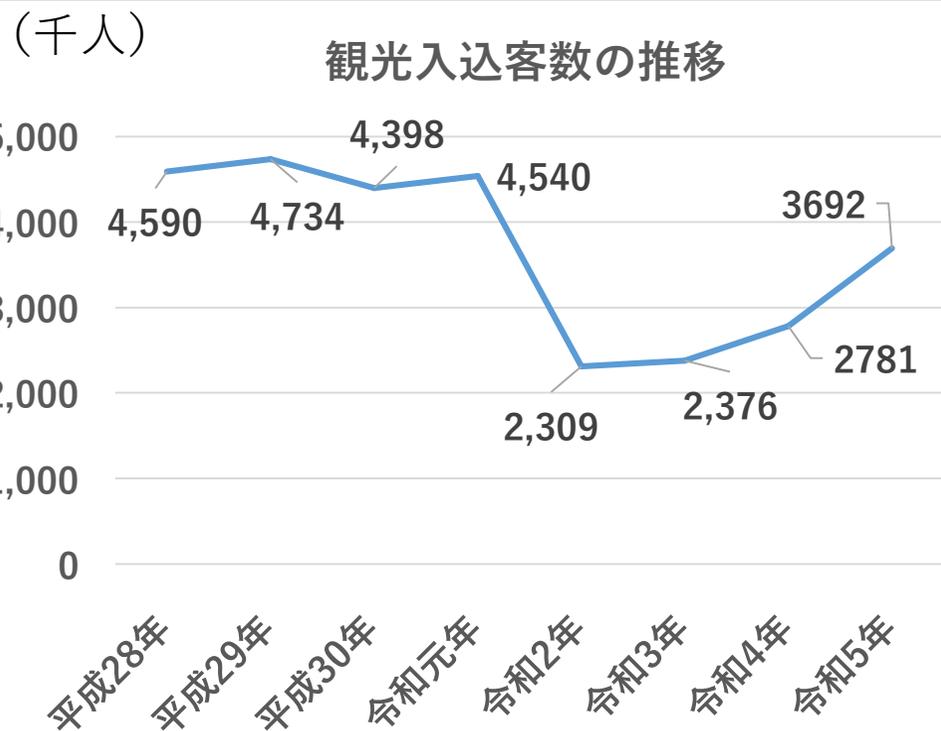
（単位：百万円）

	R6	R7	R8	R9	R10
市税	19,531	20,263	20,371	20,213	20,315
地方譲与税・交付金	6,193	5,565	5,565	5,560	5,560
地方交付税	20,780	20,753	20,073	19,903	19,843
国・県支出金	22,216	22,805	23,201	22,488	22,455
市債	6,802	9,012	6,501	4,757	5,185
その他の歳入	8,020	7,634	7,540	7,528	7,518
計	83,542	86,032	83,251	80,449	80,876

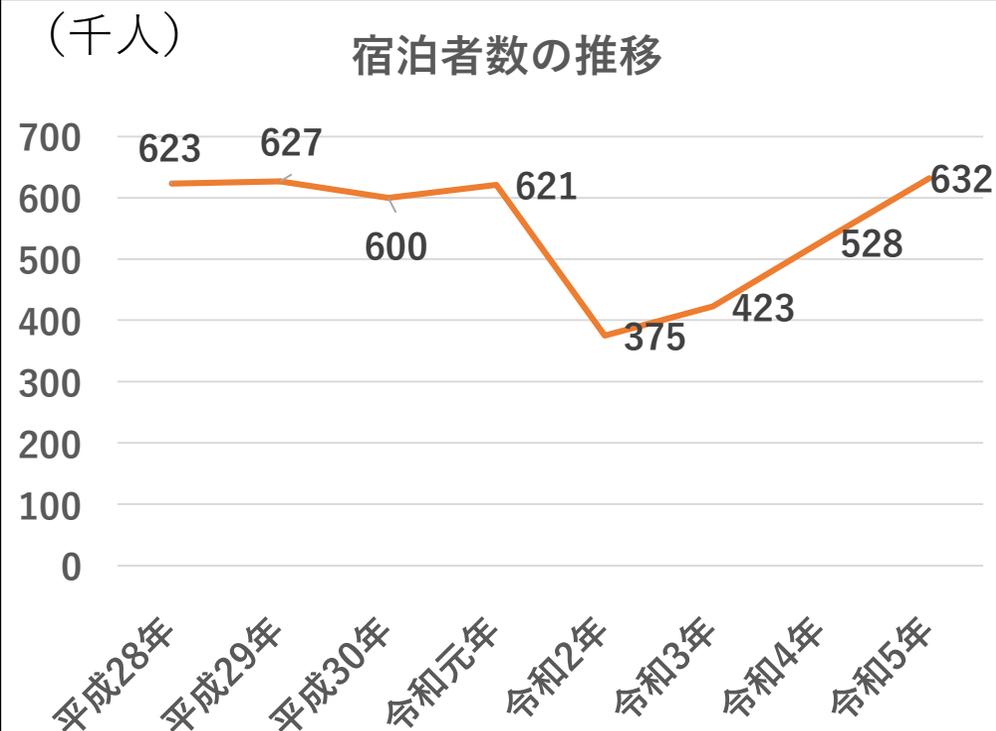
資料：弘前市中期財政計画（令和6年度～令和10年度）

## 2 弘前市の現状（観光入込客数・宿泊者数の推移）

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年の当市の観光入込客数・宿泊者数はコロナ前と比較して約半数まで落ち込んでいる。
- 令和3年以降は観光入込客数・宿泊者数ともに徐々に回復傾向にあり、特に宿泊者数においては、令和5年には新型コロナウイルス感染症流行前の令和元年と比較して増加し、約63万人となっている。



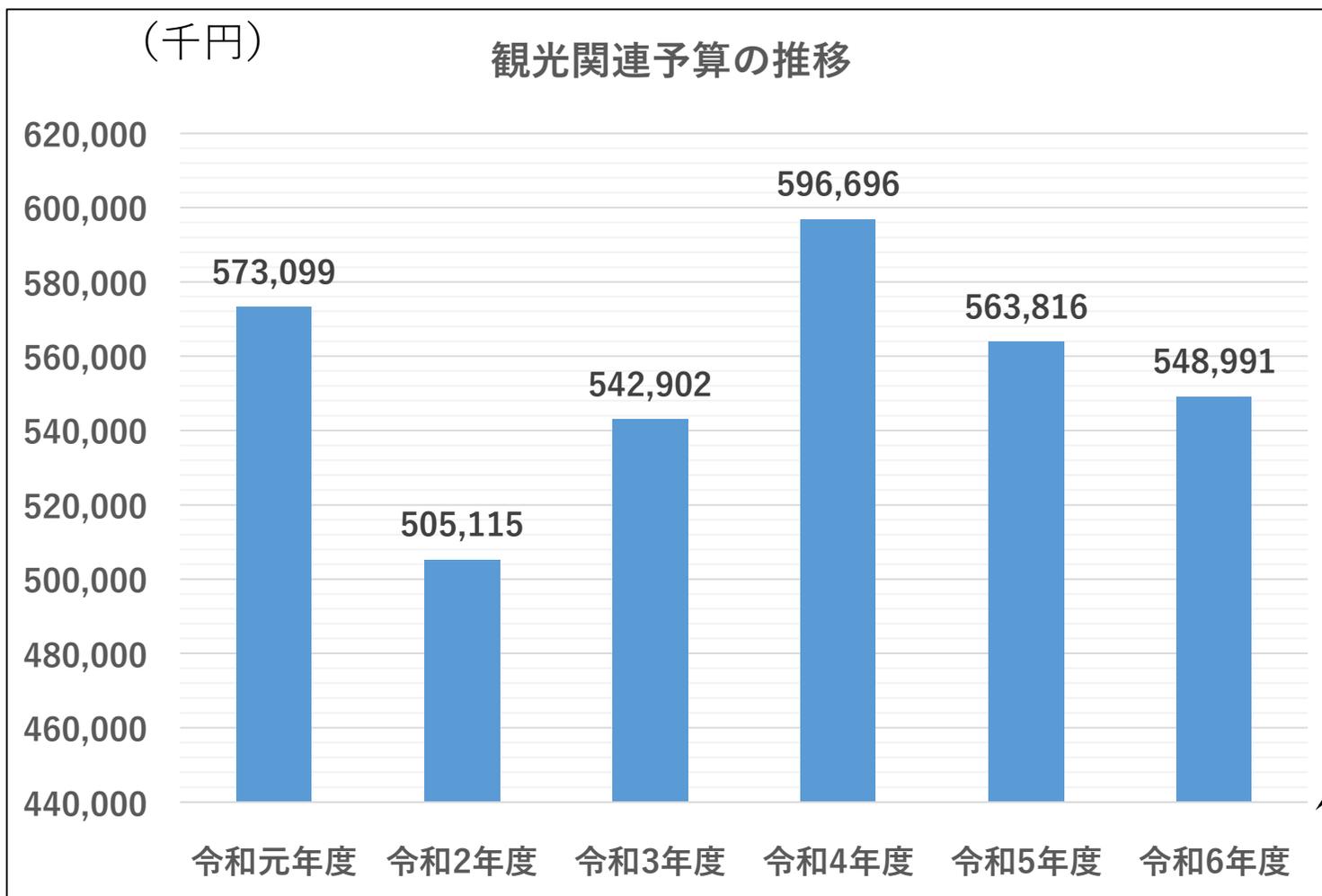
(資料：青森県観光入込客統計)



(資料：市観光部)

## 2 弘前市の現状（観光関連予算の推移）

○観光関連予算については、新型コロナウイルス感染症の影響により、打撃を受けた地域経済の回復を図るための各種事業の実施や、アフターコロナの観光ニーズの変化に対応した施策を展開しているが、年々予算が減少傾向にある。



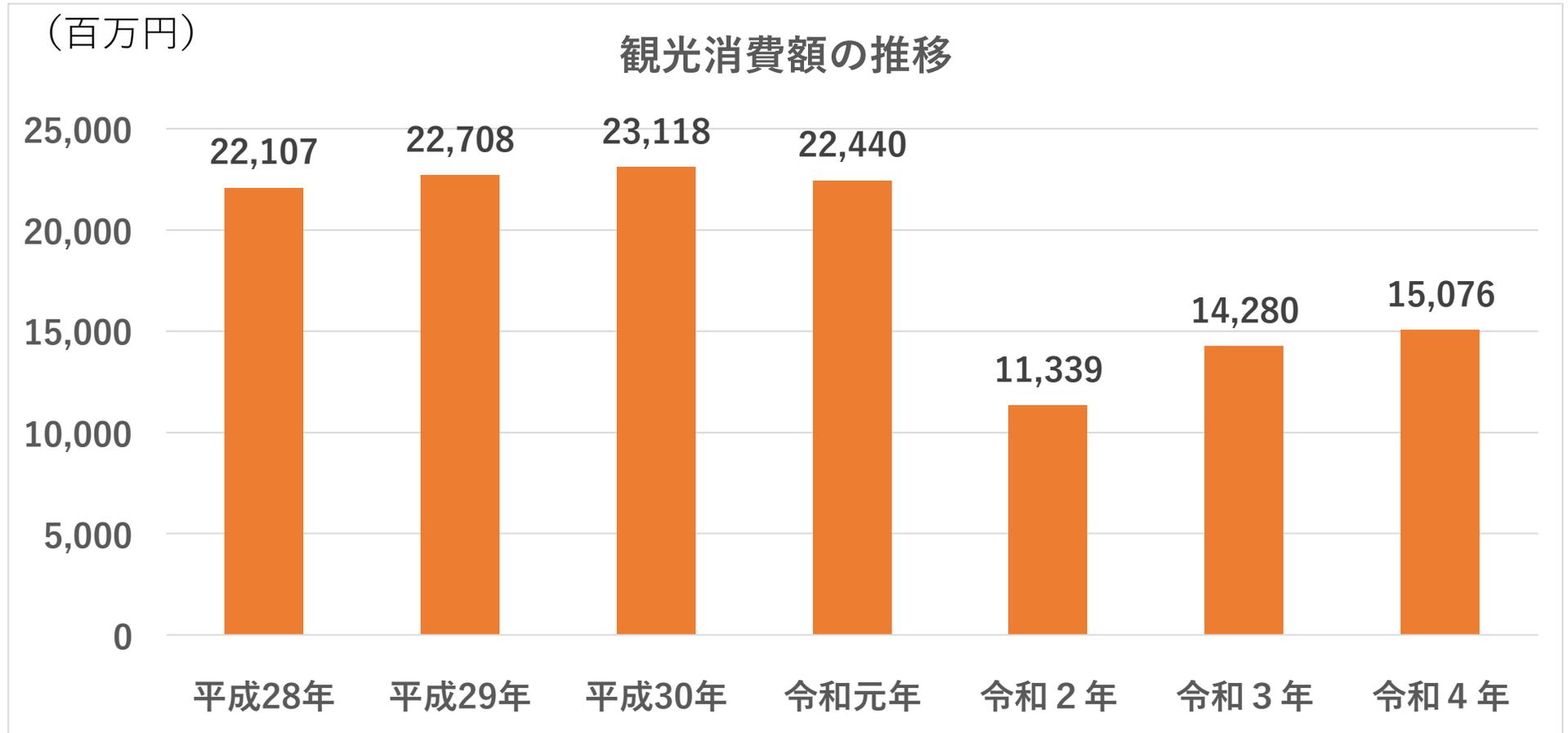
### 予算の主な内訳

- ・四大まつりの開催  
⇒178,426千円
- ・プロモーション  
⇒19,321千円
- ・観光館管理費  
⇒69,018千円  
など

(資料：令和6年度弘前市各会計予算書)

## 2 弘前市の現状（観光消費額の推移）

○令和2年の当市の観光消費額は、コロナ前と比較して約半数まで落ち込んだが、令和3年以降は回復傾向にある。



(資料：「青森県観光入込客統計」を基に市観光部で算出)

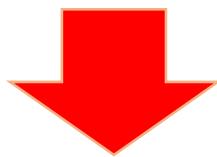
### 3 宿泊税導入に関する説明（導入の背景）

#### ○市予算に対する観光費の減少

全国的に人口減少と高齢化が進行する中、当市においても市税収入の減少と社会保障関係経費の増加が顕著となっており、これに伴う形で観光費の割合が将来にわたって減少していく見込みとなっている。

#### ○独自の施策展開と発信力の強化

コロナ禍からの本格的な回復期を迎え、今後ますますのインバウンド需要が見込まれる中、この旅行需要を取り込む自治体間競争の激化が想定されるため、当市の魅力向上につながる独自の観光施策を展開・発信していく必要がある。



市が保有する豊富な観光資源を活用し、訴求力のある観光振興策の実施に必要な財源として、安定的かつ持続的に歳入確保が見込める宿泊税の検討に至ったもの

### 3 宿泊税導入に関する説明（これまでの検討状況）

#### ○宿泊税とは

宿泊税は、弘前市内のホテルや旅館、民泊などに宿泊する場合に、宿泊者に対して課税する法定外目的税です。観光振興等に充てる財源として、これまで9自治体が導入しており、このほかにも、函館市や仙台市、松江市、熊本市など全国各地の自治体において導入の検討が進められております。

#### ○検討の経過

弘前市では、豊富な観光資源を活用し、訴求力のある観光振興策を実施していくために、必要な財源を安定的かつ持続的に確保する手段の一つである宿泊税の導入に向けた検討を進めております。検討に当たっては、学識経験者や宿泊事業者、公募市民などで構成する「弘前市宿泊税検討委員会」を設置し、今年3月から8月にかけて議論を深めました。その結果、委員会より、今後さらなる観光振興を図っていくため、宿泊税の導入が必要であるとの整理がなされた上で、その導入目的、使途、税額などの検討項目をまとめられ、9月3日、市長に答申書が提出されております。

#### (1) 弘前市宿泊税検討委員会

- ・ 委嘱期間：令和6年3月19日～令和11年3月18日
- ・ 委員構成：8名（弘前大学人文社会科学部教授、青森県旅館ホテル生活衛生同業組合理事長、弘前市旅館ホテル組合組合長、弘前商工会議所専務理事、公募市民等）

### 3 宿泊税導入に関する説明（これまでの検討状況）

#### （2）開催実績

日にち	協議案件
第1回 R6.3.19	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 宿泊税の制度概要及び先行導入自治体の事例等について</li><li>・ 宿泊税の導入検討について</li></ul>
第2回 R6.5.15	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 前回いただいた主な意見等について</li><li>・ アンケート結果の集計結果について</li><li>・ 宿泊税の検討項目の協議について</li></ul>
第3回 R6.6.26	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 宿泊税導入に係る制度の素案について</li></ul>
第4回 R6.7.29	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 宿泊税制度素案に係る未決定項目等について</li></ul>
第5回 R6.8.23	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 弘前市における宿泊税の導入に係る制度のあり方について</li></ul>

### 3 宿泊税導入に関する説明（宿泊税の制度素案）

項目	内容
導入目的	弘前の自然、歴史、文化、伝統など地域資源の魅力を高め、国内外の人々の来訪及び交流を促進するとともに、市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する経費に充てるため
課税対象	弘前市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊）
納税義務者（納める人）	上記施設への宿泊者
特別徴収義務者	・旅館業又は住宅宿泊事業を営む者 ・宿泊税の徴収について便宜を有すると認める者
徴収方法	特別徴収（特別徴収義務者が宿泊者から徴収し、市に納入する）
申告納入期限	特別徴収義務者が原則、毎月末日までに前月分を申告及び納入する。 ※一定の要件を満たす場合、3か月分をまとめて申告納入できる特例制度あり
税額	宿泊者1名に対し、1泊につき一律200円
免税点（一定の金額未満が非課税）	設定しない
課税免除（一定の条件下が非課税）	設定しない（※【例外】外国大使等の任務遂行に伴う宿泊）
制度開始後の見直し時期	5年ごと
特別徴収事務交付金	納期限内納税額の3.5%を特別徴収義務者に支払う

## 3 宿泊税導入に関する説明（宿泊税の用途案）

### 用途（案）

#### ① 観光資源の魅力の強化

- ・ 秋や冬の閑散期における観光コンテンツの充実
- ・ 「夜観光」の魅力向上による宿泊の推進
- ・ ねぷたまつりなどの歴史、文化、伝統といった地域資源の継承に係る支援
- ・ 歴史的建造物や神社仏閣等の利活用
- ・ 災害時における市民等の安全・安心の確保

#### ② 観光客受入環境の整備促進

- ・ 観光案内所の機能強化や観光地周辺のトイレ洋式化等の整備
- ・ 宿泊施設向け受入環境整備補助金（多言語化、トイレ洋式化、WiFi環境等の整備）
- ・ コンベンション補助金の拡充
- ・ 教育旅行などの市内宿泊者に対する支援

#### ③ 国内外への情報発信

- ・ 案内板の多言語対応など案内機能の充実
- ・ 観光コンテンツや四大まつり等の国内外向け情報発信の強化

### 3 宿泊税導入に関する説明（用途に関する他自治体例）

#### 宿泊税を既に導入している自治体の主な観光振興の取組み

施策項目	事業例	自治体	
受入環境の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光案内機能の充実</li> <li>・タクシー事業者向け多言語対応端末導入補助事業</li> <li>・Wi-Fi利用環境整備事業</li> </ul>	東京都 // //	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Free Wi-Fi設置促進</li> <li>・宿泊施設のおもてなし環境整備促進事業事業費補助</li> <li>・トラベルサービスセンター運営負担</li> <li>・外国人旅行者安全確保事業</li> </ul>	大阪府 // // //	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光地周辺のトイレ洋式化等の整備・充実</li> <li>・市バス、地下鉄の案内表示等の多言語化</li> </ul>	京都市 //	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まちなか歩行環境の向上</li> </ul>	金沢市	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ユニバーサルデザインタクシー導入促進</li> </ul>	福岡市	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グラバー園旧三菱第2ドックハウスのデジタル映像導入等による展示リニューアル</li> <li>・観光案内所運営費</li> </ul>	長崎市 //	
	観光資源の魅力の増進（磨き上げ）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水辺の魅力を活かした東京の顔づくり</li> <li>・隅田川テラスの賑わいの創出、橋梁のライトアップ</li> </ul>	東京都 //
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪ストーリープロジェクト事業</li> <li>・ナイトカルチャー魅力創出事業</li> </ul>	大阪府 //
<ul style="list-style-type: none"> <li>・京町屋、文化財の保全及び継承</li> <li>・観光地周辺の無電柱化による景観の保全</li> <li>・「夜観光」の魅力アップによる「宿泊観光」の推進</li> </ul>		京都市 // //	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史的なまちなみや景観の保全、建築文化の発信</li> <li>・伝統芸能の支援</li> <li>・食文化の継承、振興</li> </ul>		金沢市 // //	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史、文化に配慮した道づくり</li> </ul>		福岡市	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・サステイナブルツーリズムの提供</li> <li>・体験商品・長崎グルメ情報の提供</li> <li>・長崎さるくの推進</li> <li>・ナイトタイムエコノミーの推進</li> </ul>		長崎市 // // //	

### 3 宿泊税導入に関する説明（使途に関する他自治体例）

#### 宿泊税を既に導入している自治体の主な観光振興の取組み

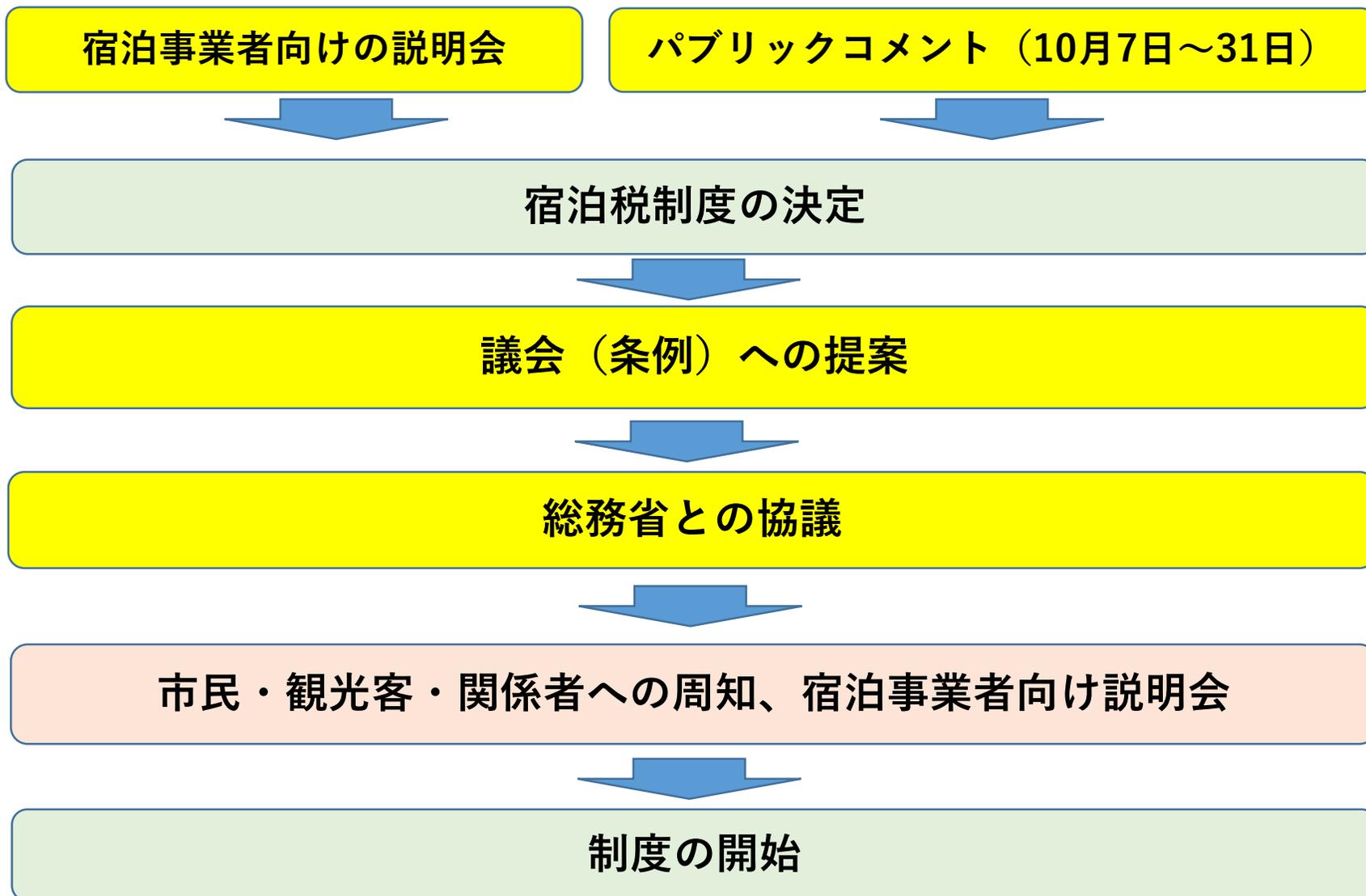
施策項目	事業例	自治体
国内外への情報（魅力）の発信	・アニメ関連観光情報等発信事業	東京都
	・国内外からの誘客促進事業	大阪府
	・海外への情報発信強化	京都市
	・観光、文化コンテンツの発信力強化事業	〃
	・客層に応じた旅のコーディネート、PRの展開	金沢市
	・祭りの魅力発信事業	福岡市
	・観光ワンストップサイトにおける情報提供 ・デジタル広告によるプロモーション ・日本新三大夜景情報提供	長崎市 〃 〃
MICEの振興	・MICE誘致の促進	東京都
	・MICE誘致対策	京都市
	・コンベンション誘致の促進	金沢市
	・国内を代表するMICE拠点の形成	福岡市
	・MICE向けコンテンツの充実	長崎市
来訪者、市民双方の満足度の向上	・市バス、観光地等における混雑への対応強化	京都市
	・観光客の集中緩和に向けた取組み ・民泊対策事業	〃 〃
	・交通混雑の解消と安全な歩行環境の確保	金沢市
	・ポイ捨てなどの迷惑行為の防止	〃
緊急時の対応等	倶知安町宿泊税基金	倶知安町
	福岡県宿泊税基金	福岡県
	観光交流基金積立金	長崎市
宿泊税賦課にかかる経費	特別徴収義務者に対する特別徴収奨励金（交付金）	全自治体

### 3 宿泊税導入に関する説明（国内の宿泊税の導入状況）

宿泊税の導入状況	自治体名
導入済 「9自治体」	東京都、大阪府、京都府、石川県金沢市、北海道倶知安町、福岡県、福岡県福岡市、北九州市、長崎県長崎市
創設済（導入前） 「4自治体」	北海道ニセコ町、愛知県常滑市、静岡県熱海市、北海道赤井川村
導入検討中 「51自治体」	北海道、北海道富良野町、札幌市、函館市、小樽市、旭川市、釧路市、帯広市、富良野市、千歳市、北広島市、北見市、美瑛町、音更町、留寿都村、占冠村、 <b>青森県弘前市</b> 、岩手県盛岡市、秋田県秋田市、宮城県、仙台市、千葉県浦安市、山梨県富士吉田市、富士川口湖町、神奈川県箱根町、長野県、長野県軽井沢町、白馬村、阿智村、新潟県湯沢町、佐渡市、岐阜県高山市、三重県、三重県志摩市、鳥羽市、伊賀市、伊勢市、奈良県奈良市、和歌山県高野町、広島県、島根県松江市、長崎県佐世保市、熊本県熊本市、宮崎県宮崎市、鹿児島県奄美市、沖縄県、沖縄県宮古島市、石垣市、北谷町、本部町、恩納村

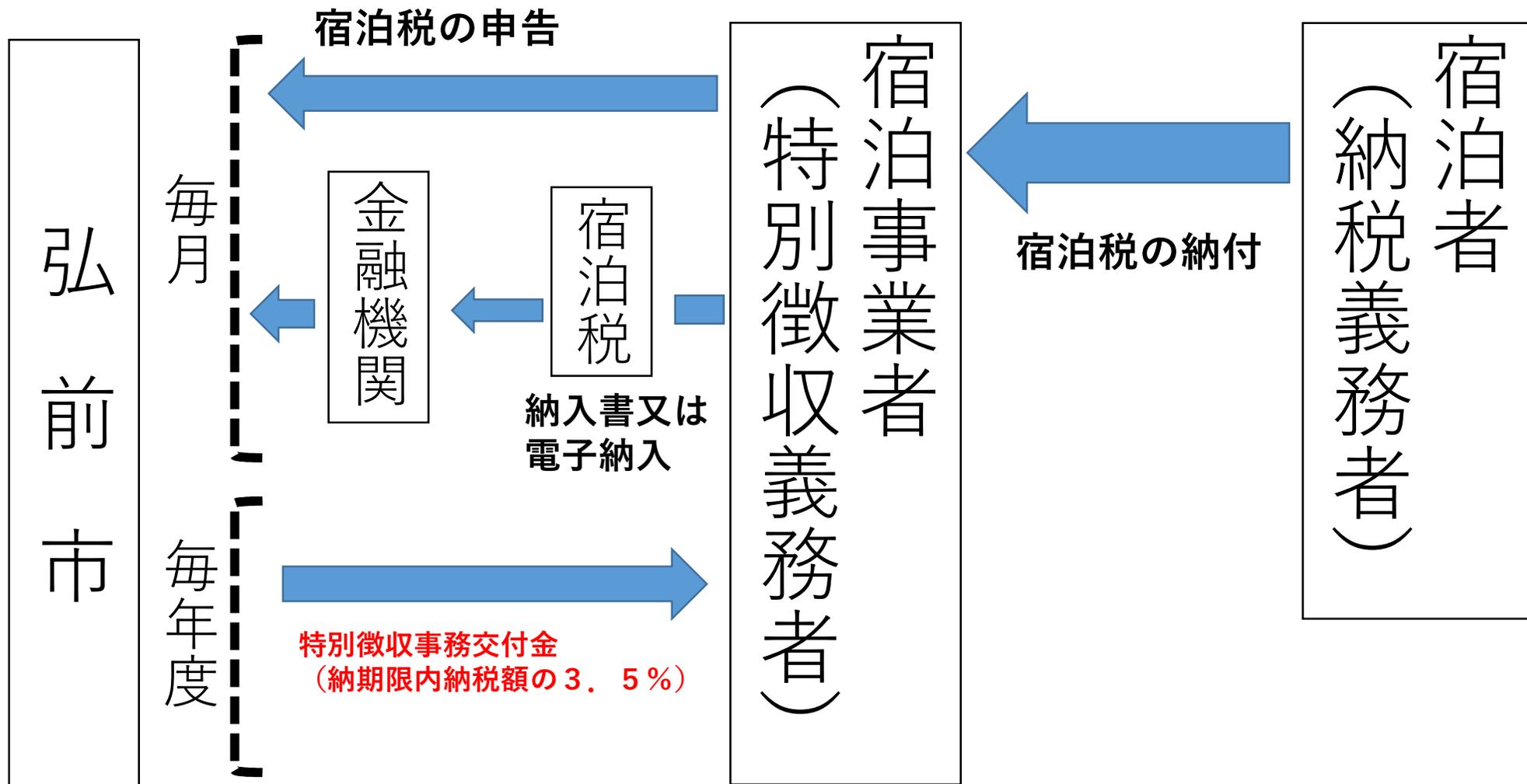
※上記表は2024年9月1日時点の新聞報道等の情報に基づき、観光課が作成

### 3 宿泊税導入に関する説明（導入に向けての流れ）



### 3 宿泊税導入に関する説明

(宿泊事業者の事務)



### 3 宿泊税導入に関する説明 (宿泊事業者に対する支援策)

#### ○弘前市宿泊税システム整備等補助金(仮称)

答申において「宿泊事業者へのレジシステムの整備、改修等の事前準備に係る対策」として、補助金の必要性について提案があった。

宿泊税導入に伴う事務負担の軽減などを図るため、レジシステムの改修等に要する経費を補助するものです。

#### ◇補助対象として想定されるもの

- ・レジシステムの改修及び構築（購入）
- ・ソフトウェアの購入
- ・申告書や領収書を発行するためのパソコン、タブレット、プリンター、スキャナー及びそれらの複合機器の購入
- ・POSレジ、モバイルPOSレジ、宿泊税用券売機の購入
- ・領収書などの印刷費用

#### ○宿泊税の周知について

チラシ・ポスターなどを用いて、宿泊者に理解してもらえるよう広く制度について周知を検討しております。